

岩手県告示第990号

岩手県手数料条例別表第9の金額の欄(10)の知事が指定する事項及び知事が定める額(平成14年岩手県告示第337号)の一部を次のように改正する。

平成22年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
(1)～(8) [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略]	(1)～(8) [略] <u>(9) 輸出される水産動物及びその加工品の衛生に関する証明</u> <u>1件 400円</u> <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	